オ　４の⑷のアにより実技試験の免除を申請する者が提出する書類

受験申込書提出の際にすでに講習を修了している者にあっては講習の実施者が交付する介護技術講習修了証明書、受験申込書提出後に講習を修了予定の者にあっては講習の実施者が交付する介護技術講習受講決定通知書

なお、介護技術講習受講決定通知書を提出した者にあっては、平成24年２月３日（金曜日）までに、介護技術講習修了証明書を提出すること。

カ　前回又は前々回の介護福祉士国家試験の受験票の交付を受けた者であって、介護技術講習修了証明書を提出したものについては、当該受験票の提出をもって介護技術講習修了証明書の提出に代えることができる。

キ　実技試験の免除を申請した者で、講習を修了しなかった者にあっては、実技試験免除申請取下書を提出した上で、筆記試験に合格した者に限り、実技試験を受けることができる。

なお、実技試験免除申請取下書は、平成24年１月６日（金曜日）までに提出すること。提出は、原則として簡易書留郵便によることとし、同日までの消印があるものに限り受け付ける。やむを得ず直接持参する場合の受け付けは、平成24年１月６日（金曜日）午後５時までとする。（ただし、土曜日、日曜日、祝日及び平成23年12月29日から平成24年１月３日までの間は除く。）

⑵　受験に関する書類の受付期間、提出場所等

ア　受験に関する書類は、６の⑴において別に定めるものを除き、平成23年８月10日（水曜日）から平成23年９月９日（金曜日）までの間に、財団法人社会福祉振興・試験センターに提出すること。

イ　受験に関する書類の提出は、原則として簡易書留郵便によるものとし、平成23年９月９日（金曜日）までの消印のあるものに限り受け付ける。

ウ　受験に関する書類をやむを得ず直接持参する場合の受付時間は、上記期間中毎日（土曜日、日曜日及び祝日を除く。）午前９時30分から午後５時までとする。

エ　受験に関する書類を受理した後は、当該書類の返還及び試験地の変更は認めない。

なお、当該書類に記載されている氏名、現住所又は連絡先に変更を生じたときは、その都度氏名及び受験番号を明らかにして、その旨を財団法人社会福祉振興・試験センターへ届け出ること。

ただし、試験地は、事情により希望試験地とならない場合がある。

⑶　受験手数料

ア　受験手数料は、10,650円とし、受験手数料の額を財団法人社会福祉振興・試験センター所定の５連式払込用紙を用い、ゆうちょ銀行の振替又はその他の金融機関からの振込により納付すること。この場合において、ゆうちょ銀行の振替等に要する費用は受験者の負担とする。

イ　受験に関する書類を受理した後は、受験手数料は返還しない。

⑷　受験票の交付

ア　筆記試験受験票は、平成23年12月９日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

イ　実技試験受験票は、筆記試験の合格者（４の⑷により実技試験が免除される者を除く。）に対して、平成24年２月17日（金曜日）に投函し郵送により交付する。

また、実技試験受験票に当該試験に合格した旨を併せて記載する。

７　携帯電話等の通信機器の持込みについて

不正行為等の防止の観点から、試験会場には携帯電話等の通信機器の持込みを一切禁止する。この受験条件に違反して携帯電話等の通信機器の持込みが確認されたときは、当該受験を無効とする場合がある。なお、実技試験においては、受験前の場合は受験を認めず、受験後の場合は当該受験を無効とする。

８　合格基準の考え方

⑴　筆記試験

次の２つの条件を満たした者を筆記試験の合格者とする。

ア　問題の総得点の60％程度を基準として、問題の難易度で補正した点数以上の得点の者であること。

イ　アを満たした者のうち、以下の試験科目10科目群すべてにおいて得点があった者であること。

①人間の尊厳と自立、介護の基本　②人間関係とコミュニケーション、コミュニケーション技術　③社会の理解　④生活支援技術　⑤介護過程　⑥発達と老化の理解　⑦認知症の理解　⑧障害の理解　⑨こころとからだのしくみ　⑩総合問題

⑵　実技試験

課題の総得点の60％程度を基準として、課題の難易度で補正した点数以上の得点の者を実技試験の合格者とする。

９　合格者の発表

⑴　試験の合格者は、平成24年３月28日（水曜日）午後に、厚生労働省及び財団法人社会福祉振興・試験センターにその受験番号を掲示して発表するとともに、財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上に合格者の受験番号を掲載する。

⑵　合格者には、介護福祉士国家試験合格証書を平成24年３月28日（水曜日）に投函し郵送により交付する。

⑶　５の⑴又は⑵のカに該当する者で、実務経験見込証明書を提出したものについては、６の⑴のイに示した期日までに実務経験証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑷　５の⑵に該当する合格者で、卒業見込証明書及び履修見込証明書を提出したものについては、平成24年３月31日（土曜日）までに卒業することを条件として合格させることとし、卒業証明書及び履修証明書が提出された日以降に合格証書を投函し郵送により交付する。当該証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

⑸　４の⑷のアによる実技試験の免除を申請した者のうち、介護技術講習受講決定通知書を提出した者（６の⑴のキに示した期日までに、実技試験免除申請取下書を提出した者を除く。）にあっては、６の⑴のオに示した期日までに介護技術講習修了証明書の提出がないときは、当該受験を無効とする。

10　受験の申込みに必要な書類の請求

受験の手引、受験申込書、払込用紙等受験の申込みに必要な書類の請求は、原則として財団法人社会福祉振興・試験センターのホームページ上の請求窓口又は郵便はがきによって行うこととし、郵便はがきの場合は、はがきの裏面に請求者の郵便番号、住所、氏名及び電話番号並びに受験の手引等の必要数（「介護福祉士受験の手引等○人分請求」と記載すること。）を明記して財団法人社会福祉振興・試験センターに申し込むこと。

11　その他

⑴　試験の詳細については、財団法人社会福祉振興・試験センターが発行する「受験の手引」を参照すること。

⑵　受験に際し、身体に障害があるなどのため別室の設定、手話通訳者の付与等何らかの配慮を希望する者は、あらかじめ受験申込時にその旨を申し出ること。

12　試験に関する照会先　財団法人社会福祉振興・試験センター　東京都渋谷区渋谷１丁目５番６号　郵便番号150－0002　電話番号03（3486）7521　試験案内専用電話番号03（3486）7559（音声及びファクシミリ）　ホームページ　http://www.sssc.or.jp/

介護福祉士試験委員の公告

第24回介護福祉士国家試験の試験委員を次のとおり公告する。

平成23年７月１日

厚生労働大臣　細川　律夫

試験委員長　根本　嘉昭

副委員長

朝倉　京子　　臼井　正樹　　遠藤　英俊
川手　信行　　久保田トミ子　　是枝　祥子
田中由紀子　　谷口　敏代

委員

秋山　昌江　　上之園佳子　　蘭　香代子
蟻塚　昌克　　安藤　美樹　　市橋　正子
井上由起子　　岩井　惠子　　大崎　千秋
太田　貞司　　大原　昌樹　　岡　京子
岡田　史　　小倉　毅　　小澤　温
織田　知美　　金澤　章　　金津　春江
叶谷　由佳　　釜土　禮子　　川東　光子
河本　由美　　菅野　節子　　岸川　洋治
木村　晴惠　　藏野ともみ　　小池　竜司
小林　理　　五味　郁子　　櫻山　豊夫
柴田　範子　　柴山志穂美　　渋谷　光美
下垣　光　　白井　孝子　　新治　玲子
鈴木　聖子　　高沢　謙二　　高橋美岐子
田口　潤　　辻　哲也　　筒井　澄栄
東海林初枝　　徳重　柳子　　飛松　好子
永井　優子　　中村　京子　　鍋島恵美子